

一般社団法人日本生産管理学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本生産管理学会と称する。

2 当法人の英文名は、Japan Society for Production Management(JSPM)と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的および事業)

第3条 当法人は、経営活動の一環としての生産管理論の研究および教育ならびに生産管理実務の指導・改善の発展を図るとともに、生産管理学の確立、産業の進歩発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、会員相互および関連学会、会員との連絡、研修の場とし、もって学術文化の発展に寄与するために、以下の事業を行う。

- 1) 毎年学術機関誌等の発行、講演会等の開催など生産管理学に関わる普及・啓蒙事業
- 2) 研究発表大会の開催、研究活動の助成などによる生産管理学に関わる学術調査・研究事業
- 3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会および理事以外に理事会ならびに監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は以下の5種類とする。

- 1) 正会員：生産管理に関する研究あるいは実践に关心のある者で、所定の入会手続きを済ませた者
- 2) 学生会員：生産管理に関する研究に关心をもつ大学院生、学部学生、またはこれに準ずる者で、所定の入会手続きを済ませた者
- 3) シルバー会員：70歳を超えた者で、所定の入会手続きを済ませた者
- 4) 贊助会員：当法人の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、または団体で、所定の入会手続きを済ませた者
- 5) 名誉会員：生産管理に関する領域で著しい業績をあげ、かつ当法人に対する貢献度の高い者で、理事会の推薦に基づき、社員総会の了承を得た者。また、会長経験者は、名誉会長の称号を認める。

2 正会員およびシルバー会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法

人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- 1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- 2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- 3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会議事録の閲覧等)
- 4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- 5) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- 6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- 7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- 8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(社員)

第7条 正会員およびシルバー会員の中から10名以上の代議員を選出し、この代議員をもって一般法人法上の社員とする。

2 代議員は、正会員およびシルバー会員から選出する。選出方法についての必要な規定は、社員総会において定める。

3 第2項の代議員選出は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選出後から始まる事業年度から2ヶ年とする。但し、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任および解任(一般法人法第63条および第70条)ならびに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)。

4 代議員の員数を欠くこととなるとき、補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

5 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

2) 当該候補者を1名または2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨および当該特定の代議員氏名

(入会)

第8条 正会員、学生会員、シルバー会員、または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 正会員、学生会員、シルバー会員、および賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 会費の納入が継続して2年以上されなかつたとき。
- 2) 総社員が同意したとき。
- 3) 当該会員が死亡し、または当法人が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。
2 代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。
3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。
2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
3 正会員は社員総会を傍聴できる。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 1) 入会の基準ならびに会費の金額
- 2) 会員の除名
- 3) 役員の選任および解任
- 4) 役員の報酬の額またはその規定
- 5) 各事業年度の決算報告
- 6) 定款の変更
- 7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲受け
- 8) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- 9) 解散
- 10) 理事会において社員総会に付議した事項
- 11) 一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による決議権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

2) 請求のあった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般法人法またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

- 1) 会員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定めた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員は、社員総会ごとに代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議および報告の省略)

第22条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしめしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した社員のうち指名された議事署名人2人は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(社員総会規程)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、一般法人法またはこの定款に定めるものほか、社員総会において定める社員総会規程による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 5名以上
 - 2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

(選任等)

第26条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長、副会長、理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもの他、総会の権限事項以外の審議事項について決議し執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、重任の制限は設けない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、重任の制限は設けない。
- 3 補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、

総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

(報酬等)

第31条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
 - 3) 当法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規定によるものとする。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から一般法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第34条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めて上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第35条 顧問は、会長の諮詢に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
 - 2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
 - 3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - 4) 理事の職務の執行の監督
 - 5) 会長、副会長の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 1) 重要な財産の処分および譲受け
 - 2) 多額の借財

- 3) 重要な使用人の雇用および解雇
- 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- 5) 理事の職務の執行が一般法人法および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な一般法人法で定める体制の整備
- 6) 第33条の責任の一部免除

(種類および開催)

- 第38条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年度社員総会招集までに1回、および全国大会時に開催することを原則とする。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 会長が必要と認めたとき
 - 2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき
 - 3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - 4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があつたとき
 - 5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

- 第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 会長は、前条第3項第2号または同4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

- 第40条 理事会の議長は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第43条 理事または監事が、理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印をしなければならない。

(理事会規程)

第45条 理事会に関する事項は、一般法人法またはこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第47条 当法人の事業計画書、収支予算書については、理事会の決議を経て、社員総会の承認をうけなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告および決算)

第48条 当法人の事業報告書および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認をうけなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定期社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以

上に当たる多数の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

- 第52条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、残余財産の分配を行わない。

第8章 支部、委員会、全国大会、研究部会等

(支部)

- 第53条 当法人は、地域活性化のために日本および海外に支部を設置する。
- 2 支部の設置および統廃合については、理事会の決議による。
- 3 各支部の長は、当法人の理事が当たる。
- 4 支部の会計は、地域の特性に従い独自に運用を行う。ただし、当法人会計として統合されるものとする。
- 5 支部の設置および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第54条 当法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長は、理事のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の委員は、会員のうちからその委員会の委員長が選任し、理事会に報告する。
- 4 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(全国大会)

- 第55条 当法人の研究成果の公表の場として全国大会を原則年2回開催する。
- 2 全国大会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(研究部会)

- 第56条 当法人の事業を推進するために研究部会を設置する。
- 2 研究部会の設置および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(その他研究活動)

- 第57条 当法人の事業を推進するために前2条以外の研究活動を実施することができる。
- 2 主として支部活動の一環として行う。
- 3 上記研究活動の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長および重要な使用人は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める

(特別の利益の禁止)

第62条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、当法人の会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることはができない。

(最初の事業年度)

第63条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成25年12月31日までとする。

2 従来の任意団体日本生産管理学会の会員である正会員、学生会員および賛助会員は、第8条の規定にかかわらず、当法人成立の日をもって、入会の申し込みがあり理事会の承認を受けたものとみなし、それぞれ当法人の正会員、シルバー会員、学生会員および賛助会員となる。ただし、平成25年1月31日までに、当法人の会員にならない旨の意思表示をしたものを除く。

3 この法人の最初の事業年度の会費は、以下の通りとする。

- 1) 正会員A 12,000円 (機関誌製本が必要な正会員)
- 2) 正会員B 10,000円 (機関誌製本が不要な正会員)
- 3) 学生会員 4,000円 (機関誌製本は配布しない)
- 4) シルバー会員A 10,000円 (機関誌製本が必要なシルバー会員)
- 5) シルバー会員B 8,000円 (機関誌製本が不要なシルバー会員)
- 6) 賛助会員 1口50,000円

4 設立時役員が最初の事業年度に開催される第1回定時社員総会において役員に選任された場合には、その重任は定款29条に定める重任回数には含めないものとする。

5 任意団体日本生産管理学会の平成25年3月31日時点の資産および負債はすべて当法人が継承する。

(設立時役員等)

第64条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	澤田 善次郎	(設立時会長)
設立時理事	赤木 文男	(設立時副会長)
設立時理事	石島 隆	(設立時副会長)
設立時理事	廣光 清次郎	(設立時副会長)
設立時理事	福井 幸男	(設立時副会長)
設立時理事	池田 良夫	
設立時理事	石倉 弘樹	
設立時理事	泉 英明	
設立時理事	入江 安孝	
設立時理事	小竹 暢隆	
設立時理事	国狭 武己	
設立時理事	隈 正雄	
設立時理事	小島 廣光	
設立時理事	坂口 通則	
設立時理事	下左近 多喜男	
設立時理事	福田 康明	
設立時理事	藤井 春雄	
設立時理事	松田 貴典	
設立時理事	三上 行生	
設立時理事	宮崎 茂次	
設立時理事	村松 健児	
設立時監事	加藤 靖慶	
設立時監事	和澤 功	

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名および住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所

氏名 鹿島 啓

設立時社員 住所

氏名 郷 保直

設立時社員 住所

氏名 山田 裕昭

(設立時最初の社員総会)

第66条 本定款第7条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の社員総会は、前条の社員をもって開催し、すみやかに諸規定を本社員総会をもって定める。

(最初の代議員の任期)

第67条 当法人の最初の代議員の任期は、定款第7条第3項の規定にかかわらず選出後から始まる事業年度から1ヶ年とする。

(最初の理事の任期)

第68条 当法人の最初の理事の任期は、選任後1年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の監事の任期)

第69条 当法人の最初の監事の任期は、選任後3年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 当法人の最初の監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上は、当法人の現に効力を有する定款に相違ありません。

令和2年3月31日

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社毎日学術フォーラム内
一般社団法人日本生産管理学会

代表理事 石倉 弘樹